

# 道州制

- 行政効率化と経済面から見た地方自治 -

2011年6月10日  
2回 宮川 淳

## 目次

1. 始めに
2. 道州制という概念
3. 沿革
4. 現在の問題
5. 変革目的
6. 改革案
7. 終わりに

### 1. 始めに

近畿では、大阪維新の会が猛威を振るった。彼らは道州制を掲げる団体である。また、防災の安全上、副首都を置く案も検討されている。廃藩置県から何年経つか。遡れば戦前にも道州制は検討された痕跡がある。あるいは、平成の市町村合併。地方分権、地域統合、様々な切り口を持つ道州制を、主に行政効率化と経済面を中心に今回は取り上げる。

### 2. 道州制という概念

道州・・・国と、基礎自治体（市町村）の間に存在する、中間団体。

- × 官僚型・・・中央支配の効率化。
- 政府型・・・政治主導の強化。
- 民主型・・・経済活性化。

- × 単純型・・・境界を消すだけ。合併。
- × 連邦型・・・法律が違う。
- 地域主権型道州制

- 政治理念
  - 広域化
  - 地方分権
- 経済的現実
  - 財源強化
  - 効率化

## 関西

### 3. 沿革

- 2003 参議院選挙で自民党が政権公約に「道州制導入の検討」
- 2004 小泉内閣、政策基本方針「骨太の方針 2004」に  
「地方分権の更なる推進に向けて将来の道州制の導入に関する検討を本格化させる」
- 2006 小泉総理の諮問を受け、地方制度調査会「道州制の具体的な制度設計を検討すべき」  
  
安倍内閣 所信表明演説で「道州制のビジョンを策定する」  
道州制担当大臣のポストを新設  
  
2006 暮れ、道州制担当大臣のもとに「道州制ビジョン懇談会」設立  
  
福田・麻生内閣 道州制ビジョン懇談会では道州制に関する検討を進めると同時に、  
多くの人々からの意見を求めて全国各地でシンポジウムを開催
- 2007 6月自民党は党内の「道州制調査会」で中間報告をとりまとめる。さらに、調査会を「推進本部」に格上げして、道州制の導入に向けた動きを加速。
- 2008 3月、道州制ビジョン懇談会が「中間報告」を取りまとめる。  
  
7月、自民党道州制推進本部が「第三次中間報告を取りまとめる」
- 2009

### 4. 都道府県制度の問題

- 中央集権・・・東京一極集中・地方の疲弊・現場との距離
  - 官僚制・・・省益優先・責任回避・全国一律主義・画一主義・規格主義
  - 地方の下請け機関化
  - 過剰な「規制と保護」
- cf, 文部科学省による一律の学校建築基準。
- 人口減少による行政コストの増大
  - 二重行政

### 5. 変革の目的

- 中央集権体制の打破
- 官僚主義の廃止
- 国際都市・国際交流の拠点作り
- 地域個性の創出
- 財政赤字の解消
  
- 住民の参画意識向上
- 透明性向上
- 主体性確立、自立
- 経済拠点の分散
- 人口の分散

## 6. 改革案

### 原則

- 行政に市場メカニズムを設定
- 顧客主義を徹底
- 国民・住民参加を強化
- ネットワーク型組織を構築

### 国・道州・市の役割分担

国会議員と国家公務員半減

地方交付税と国庫支出金を廃止

財源の譲渡を行なう

道州間の財源調整システムを構築

フルセット主義 v s 選択と集中

各県横並び整備 v s ハブ空港・ハブ港湾優先

バラマキ投資 v s 重点投資

## 7. 終わりに

道州制と一口にいても様々な形態があり、主導者による目的の違い、統治機構の層の数、道州の区分け、権限委譲の程度、財源移譲の程度で様々な形があり、制度設計によって結果が大きく異なる。東京への人口集中と地方の過疎化など、現状のままでは解決できない問題も多いため道州制には期待したいが、より詳細な設計により害悪とならない制度にしなければならない。

### 【引用・参考文献】

江口 克彦 『【図解】地域主権型道州制がよくわかる本』2009年 PHP研究所

同上 『国民を元気にする国のかたち』2009年 PHP研究所

榛本 功 『道州制 地域経済が変わる 中国州から考える』2007年 第一法規

川崎信文 『広島大学公開講座 道州制 世界に学ぶ国のかたち』2010年 成文堂

森鍋成一

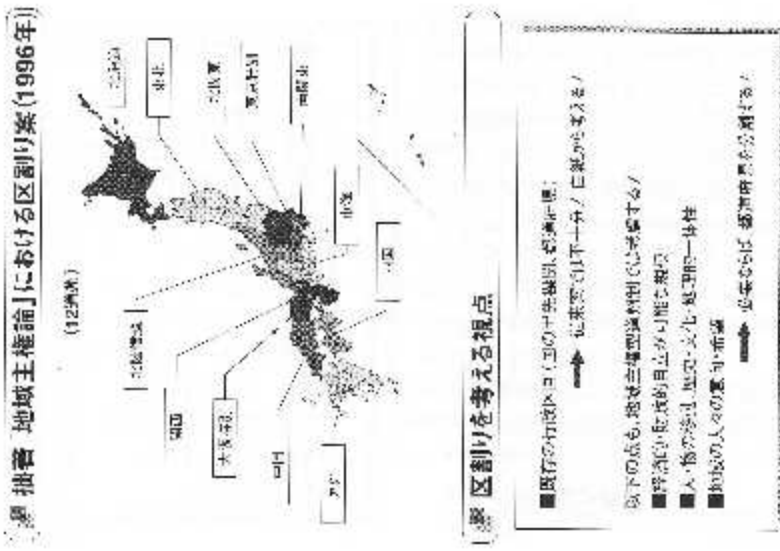
渡名喜庸安 『「地域主権」と国家・自治体の再編 現代道州制論批判』2010年 日本評論社

行方 久生

晴山 一穂

資料1・道州の区分け

資料2・道州の人口規模とGDP

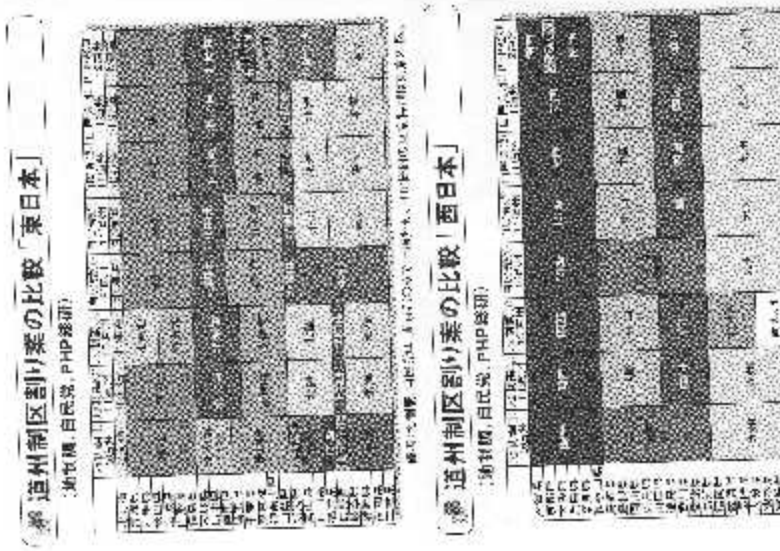


**12の州で想をなせる国のかたち**

**12の道州とその人口規模**

道州	人口(万人)	現在の都道府県
北海道	562.7	北海道
東北州	963.7	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
北陸信越州	773.9	新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県
北関東州	1708.9	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県
東京特別州	865.1	東京都23区
南関東州	1965.1	千葉県、埼玉県、群馬県、東京都下
東海州	1501.6	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
関西州	2086.5	大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、京都府、滋賀県、福井県
中国州	767.5	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国州	405.6	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	1471.5	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄州	133.1	沖縄県

※人口は国勢調査(2005年)



**各道州の域内総生産と各国のGDP**

順位	国・道州	順位	国・道州	順位	国・道州	順位	国・道州
1	アメリカ	10	中国	19	スウェーデン	28	ギリシア
2	日本	11	韓国	20	オーストラリア	29	北朝鮮
3	ドイツ	12	インド	21	トルコ	30	アイスランド
4	イギリス	13	オーストラリア	22	中国	31	ホルトランド
5	フランス	14	ブラジル	23	インドネシア	32	香港
6	イタリア	15	ロシア	24	ノルウェー	33	タイ
7	中国	16	オランダ	25	デンマーク	34	アルゼンチン
8	カナダ	17	スイス	26	ポーランド	35	マレーシア
9	スペイン	18	ベトナム	27	南アフリカ	36	イスラエル
	東京都特別		北関東				
	関東		北陸信越				
	東北		北海道				

※2005年

「都道府県・市町村」をゼロベースで見直し、日本を再編していく

資料 3 . 道州制下での政府

### 中央省庁も国会もスリムになる

**中央省庁は 1 府 6 省に**

総理府	国全体にかかわる戦略政策立案、国家予算の策定、総合調整
外務省	外交、通商、経済協力
防衛省	安全保障
財務省	国税とファンド等の管理
法務省	検察、刑務所、出入国管理
生活環境省	年金、老老、生活の最低保障、薬品規制、PL など
総務省	経済産業局、厚生労働局、教育局、国土交通局、農林水産局、運輸局、公正取引委員会、金融監視委員会、エネルギー管理局、放送・通信局、統計庁、公安捜査局（日本版 FBI）

- 国は「防」を止む、統治せず
- 国家公務員は約 30%削減

**国会議員数の削減**

衆議院議員の数 300 の小選挙区に合わせ 300 名に  
参議院議員の数 各道州から 10 名ずつとして合計 120 名に

- 衆議院議員の数は約 40%削減、参議院議員は約 5%削減
- 国会議員にかかわる費用も十分近く削減

**行政の変化**

国の仕事 → 道州に移す  
都道府県が行っていた仕事 → 道州自治体となる市町村へ移行  
市町村が行っていた仕事の多く → 民営化、NPO 化

↓

受益・負担の関係の明確化、決定・実行・チェックの距離の短縮と無駄が発生しにくい

↓

高度な IT を活用して、地域行政の効率化がはかれる

資料 3 道州制下での政府

資料 4 . 道州制下での政府・州の分担

### 地域主権型道州制 どのように変わる

**市、道州、国の役割分担の基本原則**

住民ができることは住民が、市ができることは市が行い、市で行うことが難しいものは道州が行い、道州でも行えないものは国が担当する。（補充性の原理）

- ・ 国の機能をできるだけ小さくすることで、国の過剰な干渉を排除し、企業や地域住民の自由意思を尊重する。
- ・ 地域に密着した生活関連行政は、身近な自治体が受け持つ。

**市・道州・国の役割**

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民の安全安心、消防、防災 ② 社会福祉（児童福祉、高齢者福祉など）、障害者・扶養圏 ③ 生活環境（廃棄物処理、公害対策、保健所）④ 小中学校、図書館、公園、都市計画、街路、住居、下水道、戸籍、住民基本台帳 ⑤ 地域振興に關する産業・文化行政全般 など</li> </ul>
道州	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 広域的な公共事業 ② 科学技術・学術文化の振興、対外文化交流、高等教育 ③ 経済・産業の振興政策、海外交易 ④ 広域的な土地生産力の拡大 ⑤ 能力開発や職業安定・雇用対策 ⑥ 広域的な公害対策、環境の維持改善 ⑦ 危機管理、災害対応、災害復旧 ⑧ 警察管理、情報の受信発信 ⑨ 市町村間の財政格差の調整 ⑩ 公共施設運営・教育福祉・福祉施設等の運営 など</li> </ul>
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国防 ② 外交・国際協調 ③ 国家安全保障・治安 ④ 通貨の発行管理・金利 ⑤ 通貨政策 ⑥ 原子力エネルギー政策 ⑦ 移民政策 ⑧ 大規模災害対策 ⑨ 早稲田の生活保障 ⑩ 国家的プロジェクト ⑪ 司法、民法・商法・刑法等の基本法に關すること ⑫ 市場競争の確保 ⑬ 財源の確保 ⑭ 国防出費 ⑮ 国の財政 ⑯ 国の統計・記録</li> </ul>

**条例制定権の拡大**

- ・ 区分された役割の領域では、市ならびに道州が独自の判断で条例を制定できる。
- ・ 道州は、条例自治権、税率決定権、徴税権、あるいは法律上書き権、法律修正請求権などをもち、いまの都道府県より大きな権限と行政を担当する。